

大阪広域環境施設組合監査委員告示第5号

大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号の2）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井 千鶴子  
同 福田 武洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 [略] [(1)~(6) 略] (7) 管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 ( <u>法第243条の2の8第3項</u> ) [(8)~(9) 略] [2・3 略]	(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 [同左] [(1)~(6) 同左] (7) 管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 ( <u>法第243条の2の2第3項</u> ) [(8)~(9) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。